

平成29年第2回千葉市議会定例会議案

議案第68号乃至第78号

平成29年6月

千葉市

平成29年第2回千葉県議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
68	専決処分について(平成29年度千葉県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))(平成29年5月29日)	別冊
69	平成29年度千葉県一般会計補正予算(第1号)	別冊
70	平成29年度千葉県病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
71	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1
72	千葉県霊園設置管理条例の一部改正について	2
73	千葉県空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について	6
74	千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について	12
75	千葉県公民館設置管理条例の一部改正について	15
76	損害賠償額の決定について	20
77	議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-1工区)に係る工事請負契約)	21
78	議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-2工区)に係る工事請負契約)	25

議案第 7 1 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 6 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1
年千葉市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項から第 1 7 項までの規定中「平成 2 7 年 7 月 1 日から平
成 2 9 年 6 月 1 3 日まで」を「平成 2 9 年 8 月 1 日から平成 3 0 年 3 月
3 1 日まで」に改める。

附則第 1 8 項から第 2 1 項までの規定中「平成 2 7 年 4 月 1 日から平
成 2 9 年 6 月 1 3 日まで」を「平成 2 9 年 8 月 1 日から平成 3 0 年 3 月
3 1 日まで」に改める。

附則第 2 3 項から第 2 7 項までの規定中「平成 2 9 年 6 月 1 3 日」を
「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 8 月 1 日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

厳しい財政状況を踏まえ、特別職の職員の給与について減額措置を  
行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第72号

千葉市霊園設置管理条例の一部改正について

千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市霊園設置管理条例（昭和39年千葉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条の表千葉市平和公園の項中「千葉市若葉区多部田町1492番地の2」を「千葉市若葉区多部田町1492番地2」に改める。

第2条第1項中「千葉市桜木霊園」の次に「（以下「桜木霊園」という。）」を加え、同条第2項中「千葉市平和公園」の次に「（以下「平和公園」という。）」を加える。

第30条を第34条とし、第29条を第31条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の手続等）

第32条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、平和公園を最も適切に管理することができることを認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（1）市民の平等な利用を確保するものであること。

（2）平和公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

- (3) 平和公園の管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) 平和公園の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

第33条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、平和公園の管理を行わなければならない。

第28条中「第9条又は第10条」を「第11条又は第12条」に、「書換」を「書換え」に改め、同条を第30条とする。

第27条を第29条とし、第23条から第26条までを2条ずつ繰り下げる。

第22条中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第24条とする。

第21条を第23条とする。

第20条第1項第3号中「第3条第1項に規定する」を「第5条第1項の」に改め、同項第6号中「第12条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第14条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第13条第2項中「により」を「による」に、「をさせた」を「があった」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「次条」を「次条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とする。

第9条の見出し中「書換」を「書換え」に改め、同条中「第18条第

1 項又は第 2 項」を「第 20 条第 1 項又は第 2 項」に、「書換」を「書換え」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条を第 10 条とする。

第 7 条第 2 項中「第 5 条ただし書」を「第 7 条ただし書」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条第 1 項中「市長」の次に「（平和公園の一般墓地にあつては、指定管理者。次項、第 7 条本文、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条第 1 項、第 11 条、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項本文並びに第 24 条において同じ。）」を加え、同条を第 5 条とする。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 3 条 平和公園の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（業務の範囲）

第 4 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）平和公園の一般墓地に係る次条第 1 項の許可及び第 22 条第 1 項の規定による許可の取消しに関する業務
- （2）平和公園の一般墓地に係る第 11 条の使用許可証の書換え及び第 12 条に規定する使用許可証の再交付に関する業務
- （3）平和公園の一般墓地に係る第 20 条第 3 項に規定する承継の承認に関する業務
- （4）平和公園の維持管理に関する業務
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

別表第 1 中「千葉市桜木霊園」を「桜木霊園」に、「千葉市平和公園」を「平和公園」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の表の改正規定及び第 30 条を第 34 条とし、第 29 条を第 31 条とし、

同条の次に2条を加える改正規定（第32条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に市長がしたこの条例による改正前の第3条第1項の許可又は第18条第3項の承認でこの条例の施行の際現に効力を有するもののうち、千葉市平和公園の一般墓地に係るものは、同日においてこの条例による改正後の第3条に規定する指定管理者がしたこの条例による改正後の第5条第1項の許可又は第20条第3項の承認とみなす。



#### 議 案 説 明

平和公園の管理を指定管理者に行わせるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第73号

千葉県空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について  
千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉県条例第 号

#### 千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する条例

千葉県空き家等の適正管理に関する条例（平成24年千葉県条例第50号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び空地に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び空家等の活用の促進等を図り、もって公共の福祉の増進、地域の振興及び市民の安全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）空地 市内に所在する現に人が使用していない土地で市長が適切に管理する必要があると認めたものをいう。
- （3）管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 空家等が法第2条第2項に規定する特定空家等の状態

イ 空地がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



(所有者等の責務)

第3条 空家等又は空地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空家等又は当該空地を適切に管理し、当該空家等又は当該空地が管理不全な状態にならないようにしなければならない。

(協議会の設置)

第4条 法第6条第1項の空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を調査審議するため、千葉市空家等対策協議会（次項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、市民、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(空地に関する調査)

第5条 市長は、空地の所在及び当該空地の所有者等を把握するための調査その他空地に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第7条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空地と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等による空地の適切な管理の促進)

第6条 市は、空地の所有者等による空地の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(管理不全な状態にある空家等及び空地に対する措置)

第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の調査により、空地が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、管理不全な状態の改善に必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該空地の管理不全な状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理不全な状態の改善に必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、当該措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場

所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市長は、法第14条第3項又はこの条第3項の規定による命令を受けた空家等又は空地の所有者等から当該命令に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該申出に係る理由が正当であり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。
- 10 市長は、前項の措置を講じたときは、空家等又は空地の所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。
- 11 市長は、法第14条第3項又はこの条第3項の規定による命令を受けた空家等又は空地の所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
  - (1) 当該命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
  - (2) 当該命令の対象となった空家等又は空地の所在地
  - (3) 当該命令の内容
- 12 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 13 市長は、第3項の規定による命令を受けた空地の所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。
- 14 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他市長が定める方法により、その旨を公示しなければならない。

15 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る管理不全な状態にある空地に設置することができる。この場合においては、当該管理不全な状態にある空地の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

16 第3項の規定による命令については、千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（警察署との連携）

第8条 市長は、空家等及び空地の管理不全な状態を改善するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署に対し、協力を求めるものとする。この場合において、市長は、当該警察署に対し、法第14条及び前条の規定による措置等の内容を提供することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第10条 第7条第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、同年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第5条の規定によりなされた現に人が使用していない土地で市長が適正に管理する必要があると認めたものに対する指導及びこの条例による改正前の第6条の規定によりなされた現に人が使用していない土地で市長が適正に管理する必要があると認めたものに対する勧告で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれこの条例による改正後の第7条第1項の規定によりなされた指導及び同条第2項の規定によりなされた勧告とみなす。



## 議 案 説 明

空家等対策協議会を設置するとともに、空地に関する対策を強化するほか、規定の整備を図るため、条例の全部を改正しようとするものであります。

議案第74号

千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定  
について

千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。次条において「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、本市が設置する学校（高等学校を除く。）において学

校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日（次条及び第7条第1項において「納付期限」という。）までに納付しなければならない。

(督促)

第6条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第7条 学校給食費負担者は、納付期限後に学校給食費を納付する場合においては、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。

2 前項の遅延損害金の額の計算については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）第2条及び附則第3項の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、同条第1項中「税外収入金の納付義務者（以下「納付義務者」という。）」とあるのは「学校給食費負担者」と、「税外収入金を」とあるのは「学校給食費を」と、「延滞金額」とあるのは「遅延損害金の額」と、同条第3項及び第4項並びに附則第3項中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(学校給食費の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。
- 3 この条例の規定による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

~~~~~

議 案 説 明

学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第75号

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条を第17条とし、第9条を第16条とし、第8条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の手續等）

第14条 委員会は、公民館の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（管理の基準）

第15条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則又は教育委員会規則その他委員会の定めるところに従い、公民館の管理を行わなければならない。

第7条ただし書中「教育委員会」を「委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館することができる。

第7条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用時間)

第12条 公民館の使用時間（以下この条において「使用時間」という。）は、午前9時から午後9時までとする。

2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、使用時間以外の時間に開館することができる。

第6条を第10条とする。

第5条の2中「教育委員会」を「指定管理者」に、「前条第4号」を「第7条第4号」に、「聴く」を「聴くよう委員会に求める」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

第5条の見出し中「制限」を「不許可」に改め、同条中「次の」を「指定管理者は、次の」に、「公民館の使用を許可しない」を「前条第1項の許可をしないものとする」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の制限等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を制限し、若しくは停止し、第6条第1項の許可を取り消し、又は公民館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 第6条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

(5) 公民館の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があると認めるとき。

第4条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条第2項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に、「その使用を許可した」を「前項の許可をした」に改め、同条第3項中「教育委員会は、前2項の使用」を「指定管理者は、公民館の管理上必要があると認めるときは、第1項」に、「付す」を「付する」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公民館の事業の実施に関する業務
- (2) 次条第1項に規定する使用の許可及び第8条の規定による使用の制限等に関する業務
- (3) 公民館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める業務

附則第3項を削る。

別表第1 千葉市犢橋公民館の項中「千葉市花見川区犢橋町162番地の1」を「千葉市花見川区犢橋町162番地1」に改め、同表千葉市松ヶ丘公民館の項中「千葉市中央区松ヶ丘町257番地の2」を「千葉市中央区松ヶ丘町257番地2」に改め、同表千葉市更科公民館の項中「千葉市若葉区更科町2254番地の1」を「千葉市若葉区更科町2254番地1」に改め、同表千葉市生浜公民館の項中「千葉市中央区生実町67番地の1」を「千葉市中央区生実町67番地1」に改め、同表千葉市椎名公民館の項中「千葉市緑区富岡町290番地の1」を「千葉市緑区富岡町290番地1」に改め、同表千葉市土気公民館の項中

「千葉市緑区土気町1631番地の7」を「千葉市緑区土気町1631番地7」に改め、同表千葉市川戸公民館の項中「千葉市中央区川戸町403番地の1」を「千葉市中央区川戸町403番地1」に改め、同表千葉市花見川公民館の項中「千葉市花見川区柏井町1590番地の8」を「千葉市花見川区柏井町1590番地8」に改め、同表千葉市加曾利公民館の項中「千葉市若葉区加曾利町892番地の6」を「千葉市若葉区加曾利町892番地6」に改め、同表千葉市星久喜公民館の項中「千葉市中央区星久喜町615番地の7」を「千葉市中央区星久喜町615番地7」に改め、同表千葉市大宮公民館の項中「千葉市若葉区大宮町3,221番地の2」を「千葉市若葉区大宮町3221番地2」に改め、同表千葉市さつきが丘公民館の項中「千葉市花見川区さつきが丘1丁目32番地の4」を「千葉市花見川区さつきが丘1丁目32番地4」に改め、同表千葉市こてはし台公民館の項中「千葉市花見川区横戸町861番地の4」を「千葉市花見川区横戸町861番地4」に改め、同表千葉市草野公民館の項中「千葉市稲毛区園生町384番地の93」を「千葉市稲毛区園生町384番地93」に改め、同表千葉市長作公民館の項中「千葉市花見川区長作町1,722番地の1」を「千葉市花見川区長作町1722番地1」に改め、同表千葉市若松公民館の項中「千葉市若葉区若松町2,117番地の2」を「千葉市若葉区若松町2117番地2」に改め、同表千葉市山王公民館の項中「千葉市稲毛区六方町55番地の29」を「千葉市稲毛区六方町55番地29」に改め、同表千葉市緑が丘公民館の項中「千葉市稲毛区宮野木町1,807番地の3」を「千葉市稲毛区宮野木町1807番地3」に改め、同表千葉市越智公民館の項中「千葉市緑区越智町822番地の7」を「千葉市緑区越智町822番地7」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条を第17条とし、第9条を第16条とし、第8条を第13条とし、同条の次に2条を加える改正規定（第14条に係る部分に限る。）及び別表第1の改正規定は公布の日から、附則第3項を削る改正規定は平成29年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に千葉市教育委員会がしたこの条例による改正前の第4条第1項の許可又は同条第2項の規定による許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、同日においてこの条例による改正後の第4条に規定する指定管理者がしたこの条例による改正後の第6条第1項の許可とみなす。

~~~~~

### 議 案 説 明

公民館の管理を指定管理者に行わせるとともに、休止中の犢橋公民館の供用を再開するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第76号

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

平成29年6月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 損害賠償額

18,599,650円

2 相手方

千葉市中央区在住の男性

3 事件の概要

平成27年12月15日、千葉市立青葉病院において、相手方の左肘関節の手術を行った際、同人の動脈及び神経を損傷させたもの

~~~~~

議案説明

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第77号

議決事件の一部変更について

平成28年9月15日議決され、平成29年3月15日一部変更議決された「液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

平成29年6月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 528,859,800円

変更後 531,861,120円

2 工期

変更前 契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで

変更後 契約締結日の翌日から平成29年12月20日まで

(当初契約締結日 平成28年9月15日)

(参考－１)

議案第１１５号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成２８年９月５日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺４丁目２８－１工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺４丁目地内
- 3 工事概要 (１) 管推進工一式
(２) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 ５２１，６４０，０００円
- 6 工 期 契約締結日の翌日から平成２９年３月１８日まで
- 7 請 負 者 千葉市中央区蘇我１丁目１０番５号
伊藤・京葉工管建設共同企業体
代表者 千葉市中央区蘇我１丁目１０番５号
株式会社伊藤工務店
代表取締役 伊藤 大 介
千葉市美浜区新港１３９番地の２
京葉工管株式会社
代表取締役 内藤 栄 男

(参考－２)

議案第５４号

議決事件の一部変更について

平成２８年９月１５日議決された「液状化対策施設工事（磯辺４丁目２８－１工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

平成２９年２月１７日提出

千葉市長 熊谷俊人

１ 契約金額

変更前 ５２１，６４０，０００円

変更後 ５２８，８５９，８００円

２ 工 期

変更前 契約締結日の翌日から平成２９年３月１８日まで

変更後 契約締結日の翌日から平成２９年８月３１日まで

(契約締結日 平成２８年９月１５日)

~~~~~

## 議 案 説 明

液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）に係る工事請負契約の契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

## 議案第78号

### 議決事件の一部変更について

平成28年9月15日議決され、平成29年3月15日一部変更議決された「液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-2工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成29年6月26日提出

千葉市長 熊谷俊人

#### 1 契約金額

変更前 460,320,840円

変更後 464,121,360円

(参考－１)

議案第１１６号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成２８年９月５日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺４丁目２８－２工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺４丁目地内
- 3 工事概要 (１) 管推進工一式  
(２) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 ４５２，５２０，０００円
- 6 工 期 契約締結日の翌日から平成２９年３月１８日まで
- 7 請 負 者 千葉市若葉区貝塚町２０３５番地７  
白川・伊藤建設共同企業体  
代表者 千葉市若葉区貝塚町２０３５番地７  
株式会社白川土建  
代表取締役 白川 栄 玉  
千葉市中央区蘇我１丁目１０番５号  
株式会社伊藤工務店  
代表取締役 伊 藤 大 介

(参考－２)

議案第５５号

議決事件の一部変更について

平成２８年９月１５日議決された「液状化対策施設工事（磯辺４丁目  
２８－２工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期  
を変更するものとする。

平成２９年２月１７日提出

千葉市長 熊谷俊人

１ 契約金額

変更前 ４５２，５２０，０００円

変更後 ４６０，３２０，８４０円

２ 工 期

変更前 契約締結日の翌日から平成２９年３月１８日まで

変更後 契約締結日の翌日から平成２９年８月３１日まで

(契約締結日 平成２８年９月１５日)

~~~~~

議 案 説 明

液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-2工区）に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。